WLB通信 ~R2年10月号 院内報 第1報~

今回は就業規則についてです。

就業規則は1階事務室、3階連携室、看護部長室に 1冊ずつ置いてあります。

1.年休取得用紙について

平成28年1月から年休届用紙を廃止し、「年休管理用紙」を個人に配布しています。

出勤簿の近くに緑色の年休管理用紙綴りを配置しています。 取得前にできるだけ記入してください。

仕事と介護の両立支援について、 休業、短時間勤務等の規定があります。 なかでも、介護休暇、子の看護休暇については、 次のように規定されています。 利用したい方は、**所属長**に申し出をし、

利用したい方は、**門馬長**に申し出をし、 [子**の看護休暇・介護休暇]申出書**の記入を行ってください。

当日、電話などで申し出た場合には、出勤後すみやかに提出してください。

申出書は連携室にあります。

	介護休暇	子の看護休暇
取得可能日数	要介護者1人につき年5日の介護休暇。 2人以上なら10日	小学校就学前の子ども1人につき年5日。 小学校就前の子どもが2人以上なら10日。
休みの単位	1日単位、または半日単位	1日単位、または半日単位
給与	この時間は支給しない。 ただし賞与、定期昇給、退職金の算定に あたっては通常の勤務をしたこととみな す。	この時間は支給しない。 ただし賞与、定期昇給、退職金の算定に あたっては通常の勤務をしたこととみな す。
対象とならない 職 員	(1) 入職6か月未満の職員(2) 1週間の所定労働日数が 2日以下の職員。	(1) 入職6か月未満の職員 (2) 1週間の所定労働日数が 2日以下の職員。

ただい、要件を満たす必要があります。

詳しくは就業規則をご確認ください。

就業規則には、職員の労働時間、休憩時間や休暇、給与等について規定されています。

病院の状況の変更(なんぶえん、なんぶの森の閉所等)により、 徐々に見直しを行っています。

興味がある方は、ぜひ御一読下さい。